

事務処理要領

(平成29年4月19日変更)

一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金

<< 目 次 >>

第 1	用語の定義	1
第 2	対象配合飼料及び対象畜産経営者	2
I	対象配合飼料	2
II	対象畜産経営	3
第 3	加入（定款第 5 条～ 8 条 業法第 6 条）	3
I	加入の手續	3
II	全国連（1 号会員）の副申	3
第 4	価格差補填契約	4
I	基本契約の締結（業法第 5 条、第 6 条）	4
1.	基本契約の期間	4
2.	期中加入について	4
3.	基本契約の締結期限、及び締結年月日	4
4.	基本契約締結上の留意事項	4
II	数量契約の締結（業法第 7 条、第 8 条）	5
1.	数量契約締結の内容	5
2.	数量契約締結の手續	5
3.	数量契約締結上の留意事項	5
III	数量契約の変更または解約	6
1.	変更（業法第 9 条）	6
2.	解約（業法第 10 条第 2 項）	6
3.	変更または解約の手續	6
4.	生産者の名義変更の手續	7
第 5	補填積立金	7
I	通常補填積立金の負担区分と単位数当たりの額（業法第 11 ～ 12 条）	7
II	別途納付金（業法第 6 条の 2、価格差補填契約実施基準 4 (1)）	7
III	異常補填積立金（業法第 15 条の 7、8）	8
IV	通常補填積立金の徴収と納入（業法第 13 条）	8

第6	補填金の交付	8
I	補填金の請求（業法第19条～第20条、第23条の7～8項）	8
II	補填金の交付（業法第21条～第23条、第23条の9～11項）	10
第7	基金間移動	11
I	移動の申請（業法第9条の2）	11
II	契約の締結	12
III	別途納付金について	12
第8	その他の基金事務処理上の留意点	12
I	受領印の押印	12
II	四半期別の整理・整頓	12
III	経理処理について	12
IV	基金関係書類の保存期間	12
1.	契約書、証憑書類、伝票、台帳	12
2.	補助金関係	12
V	積立金及び補填金の税務上の取扱い	12
VI	契約書の印紙について	13
附 則		13
TMR飼料に関する補足規則		14
1	TMR飼料の定義	14
2	基金の対象とするTMR飼料の基準	14
3	多汁質原材料の取扱い	14
4	TMR飼料全体が配合飼料としての要を満たさない場合	14
5	基金対象TMR飼料の対象割合の表示及び利用者への通知	14
6	TMR飼料の製造施設について	14
附 則		15
TMR表示表例－1		16
TMR表示表例－2		17
TMR表示表例－3		18

一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金業務方法書にもとづく事務処理は、この要領の定めるところにより行うものとする。

ただし、この要領により難しい場合は、別に基金が定めるところによる。

第1 用語の定義

1. 機 構 (公益社団法人 配合飼料供給安定機構の略称)
2. 基金又は畜産基金 (一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金の略称)
3. 全 国 連 (全国酪農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会の総称)
4. 1号会員 (基本契約締結前の上記の連合会の略称)
5. 契約会員 (基本契約締結後の上記の連合会の略称)
6. 2号会員 (基本契約締結前の農業協同組合連合会又は農業協同組合の略称)
7. 4号会員 (基本契約締結前の全国連、農業協同組合連合会又は農業協同組合以外の会員の略称)
8. 加入会員 (基本契約締結後の2号会員ならびに4号会員の略称)
9. 単 協 (農業協同組合連合会の直接の構成員である農業協同組合の略称)
10. 加入単協 (2号会員である農業協同組合連合会と基本契約締結後の上記単協の略称)
11. 畜産経営者 (基本契約及び数量契約締結前の畜産経営者)
12. 加入生産者 (基本契約及び数量契約締結後の畜産経営者)
13. 単 協 等 (単協又は4号会員の略称)
14. 業 法 (業務方法書の略称)
15. 基金内移動 (畜産基金の1号会員間で契約の移動があること)
16. 基金間移動 (畜産基金から、全農基金、商系基金へ契約を移動すること)
17. 組合長等 (上記単協等の代表者の略称)

第2 対象配合飼料及び対象畜産経営者

- I 対象配合飼料 補填の対象とする配合飼料とは、次の(1)から(4)までの条件をすべて満たすものとする。
- (1) 基金の1号会員が供給する配合飼料とする。
 - (2) とうもろこし、こうりゃん等の穀類の区分に属する原材料を必須とし、大豆油かす等の植物性油かす類、ふすま等のそうこう類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなるものとする。ただし、これらの区分に属する原材料が3種類以下の飼料を除くものとする。
 - (3) 上記に記載する4区分に属する原材料が合せて50%以上配合されている必要がある。ただし、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上配合された飼料を除くものとする。(具体例として、下に掲載する判別例を参照のこと。)
 - (4) 鶏、豚、牛、うずら、又は業務方法書の細則によるその他畜種を対象とする飼料であることとする。
 - (5) 粗飼料や食品副産物を配合した TMR 飼料等にあつては、別に定める「TMR 飼料等に関する補足規則」による。
 - (6) 補填の対象とならない配合飼料を供給する1号会員は、年度始めに基金及び当該飼料を利用する2号会員又は4号会員に対して、補填対象とならない銘柄を明示することとする。年度途中で新たに供給が開始された銘柄のうち基金の補填対象とならない銘柄については、都度知らしめることとする。(補填の対象となる配合飼料の銘柄を通知することでも可能とする。)

配合飼料の判別例

	穀類	そうこう類	植物性油かす類	動物質性飼料
	必須区分	任意区分		
原材料名の例	とうもろこし	ふすま	大豆油かす	魚粉
	こうりゃん	米ぬか	なたね油かす	乾燥ホエー脱脂
	小麦	大麦ぬか	あまに油かす	粉乳
	大麦	コーングルテン	綿実油かす	全脂粉乳
	ライ麦	ビールかす	やし油かす	ゼラチン
	えん麦	しょう油かす	落花生油かす	濃縮ホエーたん白
	米	大豆皮	大豆ホエー	フィッシュリユブル
	あわ	焼酎かす	小麦グルテン	フェザーミール
	等	等	等	等

穀類、そうこう類、植物性油かす類、動物質性飼料の原材料の配合割合の合計が 50%以上であることが前提となる。

その上で、以下の配合割合事例の判定をすると

	穀類	そうこう類	植物性油かす類	動物質性飼料	判定	判定理由
原材料数	4	0	0	0	×	区分不足
	3	1	0	0	○	
	2	1	1	0	○	
	1	1	1	1	○	
	1	3	0	0	○	
	3	0	0	0	×	区分不足+原材料不足
	2	0	0	1	×	原材料不足
	1	1	1	0	×	原材料不足
	0	2	1	1	×	必須区分不足

II 対象畜産経営者

基金に加入できる対象畜産経営者とは、鶏、豚、牛、うずら又はその他の畜種を常時一定以上飼養し、配合飼料の価格変動リスクを負いつつ、畜産物を生産・販売することにより畜産経営を営む者とする。ただし、預託契約等により、家畜の飼養自体は他の者に行わせて経営を行っている者は対象畜産経営者とする。

なお、国又は地方公共団体の試験場及び研究機関、その他類似の機関は原則として対象とならない。

第3 加入（定款第5条～8条 業法第6条）

全国連（1号会員）と直接契約できる2号会員又は4号会員が基金へ加入しようとするときは、基金の正会員（入会預り金1口：1万円以上）となる必要がある。

I 加入の手続

1. 新規加入の場合（定款第6条、第7条）

(1) 入会預り金 1口（1万円）以上を払い込むこと。

(2) 提出書類

- ① 加入申込書（指定様式）
- ② 定款（法人でない4号会員は規約でも良い。）
- ③ 登記簿謄本又は同抄本（法人でない4号会員は代表者のもの。）
- ④ 直近時の業務報告書及び事業計画書

II 全国連（1号会員）の副申

全国連（1号会員）と直接契約できる2号会員又は4号会員が基金へ加入しようとするとき、会員が脱退しようとするとき、並びに会員が入会預り証券に関する申込みをしようとするときは、関係する全国連（1号会員）は、基金理事長あてに副申をすること。

第4 価格差補填契約

I 基本契約の締結（業法第5条、第6条）

1. 基本契約の期間

基本契約の期間は4年間であり、契約期間の開始前に基本契約書を締結する。

2. 期中加入について

基本契約期間の途中で加入する場合は、残余の期間について基本契約書を締結することとする。

3. 基本契約の締結期限、及び締結年月日

各段階ごとに行う契約締結期限の目標は下記のとおりとする。

(1) 2号会員が農協の場合及び4号会員の場合

契約当事者	契約書の様式	最終締結期限
①畜産経営者 ⇔ 農協(2号会員) 又は4号会員	様式1	～3/5
②農協(2号会員) ⇔ 全国連(1号会員) 又は4号会員	様式2	～3/15

(2) 2号会員が連合会の場合

契約当事者	契約書の様式	最終締結期限
①畜産経営者 ⇔ 農協	様式1	～3/5
②農協 ⇔ 連合会(2号会員)	様式2	～3/10
③連合会(2号会員) ⇔ 全国連(1号会員)	様式2	～3/15

(3) 全国連では

契約当事者	契約書の様式	最終締結期限
全国連(1号会員) ⇔ 基金	様式3	～3/20

4. 基本契約締結上の留意事項

(1) 畜産経営者と全国連との契約締結は認められていないこと。

(2) 畜産経営者と連合会の契約締結がある場合は、畜産経営者と単協等との契約に準じて処理すること。

(3) 畜産経営者と単協等との基本契約書（様式1及び別表（個人別一覧））は、単協の組合長又は4号会員の代表者が責任をもって保管しておくこと。なお、その保管において、基本契約書（様式1）とその別表を必ず対にして保管すること。

(4) 事業年度途中の加入は認められない。よって、基本契約は、必ず事業年度開始前にそれぞれの段階で契約しておくこと。

①畜産経営者が基本契約期間の途中で加入する場合は、事業年度開始前にあらたに単協等と基本契約を締結する。

ただし、後述する、基金間移動における移動生産者が事業年度途中の下期から転入してくる場合の基本契約書第1条に定める数量契約締結時期は、「事業年度の開始前」を「下期開始前」に読み替えるものとする。

②単協等が基本契約期間の途中で加入する場合は、事業年度開始前にあらたに2号会員等と基本契約を締結する。

ただし、後述する、基金間移動における転入生産者が所属する単協等が会員でない場合には、事業年度途中の下期から転入のための加入申請を行い、契約締結が認められる。

なお、その場合の第1条の数量契約開始時期についても、上記①のただし書きと同様とする。

(5) 任意組合、農事組合法人、会社等が4号会員となっていない場合は、1号会員と直接契約できない。従って2号会員である単協又は2号会員である連合会の加入単協と基本契約を締結すること。

(6) 基本契約書は、当該基本契約期間終了後、7年間保存すること。

(7) 商流変更等により畜産経営者が締結する契約先が変更となる場合は、基本契約の移管を必ず実施すること。

- (8) 事業年度の下期から基金間移動により、転入してくる畜産生産者との数量契約書の締結期間は、当該年度の残余の期間とする。

II 数量契約の締結（業法第7条、第8条）

基本契約にもとづき、1年ごとに、年度開始前に次の要領で締結すること。

1. 数量契約締結の内容

- (1) 個々の加入生産者ごとに、飼養頭羽数に応じた全畜種合計数量を四半期別に契約する。（数量契約で0の数量は無効とする。ただし、放牧等により配合飼料を利用しない期間がある場合や年度途中で廃業を予定している場合は、所属する組合長等の承認により、当該機関の数量をゼロとすることができる。廃業の場合、組合長等は年度終了後基金へ廃業証明書を提出しなければならない。また、複数畜種を飼養する加入生産者の契約数量は、畜種ごとに数量を記入すること。）
- (2) 畜種別内訳
次の種類とする。
鶏、豚、牛、うずら、その他家畜（食用に供する畜産物を生産する家畜）
- (3) 単協は、個々の畜産経営者の契約数量の合計（単協の直営牧場等で配合飼料を使用している場合は、その数量を加えた数量）で連合会又は、全国連と契約するというように、必ず段階別に積み上げた契約数量であること。

2. 数量契約締結の手続

基本契約と同順路、同締結期限で次の方法で締結してください。

(1) 2号会員が農協の場合及び4号会員の場合

契約当事者	契約書の様式	最終締結期限
①畜産経営者 ⇔ 農協(2号会員) 又は4号会員	様式4	～3/5
②農協(2号会員) ⇔ 全国連(1号会員) 又は4号会員	様式5	～3/15

(2) 2号会員が連合会の場合

契約当事者	契約書の様式	最終締結期限
①畜産経営者 ⇔ 農協	様式4	～3/5
②農協 ⇔ 連合会(2号会員)	様式5	～3/10
③連合会(2号会員) ⇔ 全国連(1号会員)	様式5	～3/15

(3) 全国連では

契約当事者	契約書の様式	最終締結期限
全国連(1号会員) ⇔ 基金	様式6	～3/20

3. 数量契約締結上の留意事項

- (1) 畜産経営者と全国連との契約締結は認められていないこと。
- (2) 畜産経営者と連合会の契約締結がある場合は、畜産経営者と単協等との契約に準じて処理すること。
- (3) 畜産経営者と単協又は4号会員の数量契約書（様式4及び別表）は、単協の組合長又は4号会員の代表者が責任をもって保管しておくこと。
なお、その保管において、別表Aの場合には、様式4とその別表Aを必ず対にして保管し、別表Bの場合には、その別表Bを取りまとめた数量契約書と一緒にして保管すること。
- (4) 任意組合、農事組合法人、会社等が4号会員となっていない場合は、1号会員と直接契約できない。従って、2号会員である単協、又は2号会員である連合会の加入単協と数量契約を締結すること。

- (5) 毎事業年度に「あらたに加入する生産者の契約数量」は、数量記載欄に（ ）を附して記載し、（ ）の上に（ ）内の数量を加えた契約数量を記載すること。
- (6) 農協又は4号会員（以下農協等という。）は、畜産経営者との数量契約締結時において、当該経営者が畜産を営んでいることを確認する。このため、当該経営者が生産している畜産物の直近の生産を示す証拠書類を、農協等における伝票又は当該経営者が提出する伝票等により確認し、その写しを数量契約書裏面に添付することとする。また、当該経営者の農場に向く等の確認しなければならないこととする。なお、畜産物の生産を示す証拠書類としては、乳代 精算書、肉畜仕切書、鶏肉・鶏肉等販売伝票等、当該畜産経営者が畜産経営を行っていることを客観的に証明できる書類とする。また、肥育牛にあっては、（独）家畜改良センターが管理する牛個体識別台帳からの帳票も証拠書類とできるものとする。
- (7) 事業年度の下期から転入してくる畜産生産者との数量契約書の締結期間は、当該年度の残余の期間とする。
- (8) 事業年度の下期から基金間移動により、転入してくる生産者が所属する単協等が、基金の会員でない場合、当該単協等は、基金への加入申請を行い、かつ、一号会員と基本契約及び数量契約を結ばなければならない。なお、その契約期間は当該年度の残余の期間とする。
- (9) 数量契約書の保存期間は、当該数量契約書を含む基本契約書の保存される期間とする。
- (10) 数量契約にあたって、別途準備したチェックリストにより適正な契約が行われていることを確認すること。
- (11) 締結できる契約対象数量の最小単位は、四半期につき 10kg 単位とする。

Ⅲ 数量契約の変更または解約

1. 変更（業法第9条）

災害の発生その他特別の事由で、加入生産者が契約の一部を減らすことを文書で単協、2号会員等、1号会員を経て基金に申し込んだ場合、当該申請を基金が承認することにより、基金は変更を承認した当該四半期以降に係わる積立金について、変更後の数量に相当する積立金の額とすることができる。

同様に、基金間移動に係る契約数量の変更についても、畜産経営者の申請を基金が承認することにより、変更後の数量に相当する積立金の額とすることができる。

2. 解約（業法第10条第2項）

加入生産者が廃業等やむを得ない事由で、契約数量の全量について解約を文書で単協、2号会員等、1号会員を経て基金に申し込んだ場合、当該申請を基金が承認することにより、基金は解約を承認した当該四半期以降に係わる積立金について、納入を免除することができる。

3. 変更または解約の手続

(1) 変更又は解約の申請は、別紙様式の申請書により以下の手順で行う。

① 2号会員が農協の場合及び4号会員の場合

提出先	提出書類
農協(2号会員)⇒全国連(1号会員) 又は4号会員	配合飼料価格差補填数量契約変更・解約申請書(変更又は解約する生産者の捺印及び農協の組合長又は4号会員の代表者の証明書が必要。)

② 2号会員が連合会の場合

提出先	提出書類
①加入農協 ⇒ 連合会(2号会員)	上記の提出書類を添付
②連合会 ⇒ 全国連 (2号会員) (1号会員)	上記の提出書類を添付

③ 全国連では

提出先	提出書類
全国連(1号会員) ⇒ 基金	上記の提出書類を添付

- (2) 変更または解約の申請手続の期限は、下記のとおりとする。（積立金の請求日との関連があるので、変更解約の対象となる四半期の開始前までに行う）

	契約変更または解約の対象となる四半期		
	第2四半期 7～9月期以降	第3四半期 10～12月期以降	第4四半期 1～3月期
加入生産者 ～ 単協等	5月10日	8月10日	11月10日
単協等 ～ 2号会員 (加入生産者 ～ 2号会)	5月20日	8月20日	11月20日
2号会員 ～ 1号会員 (単協 ～ 1号会)	5月末日	8月末日	11月末日

- (3) 申請書は変更または解約する加入生産者の捺印と農協の組合長又は4号会員の代表者の証明書を添付して、単協 - 2号会員等 - 1号会員経由で基金に提出する。
- (4) 変更（解約）の承認は、別紙様式の承認書により、基金で承認後、直ちに申請と逆の順路で通知する。
- (5) 上記(2)の申請手続の期限以降に、加入生産者が次の①から④の事由に該当した場合、契約の変更または解約（以下「追加数量変更」という。）の申請をおこなうことができる。ただし、申請期限は以下の期限とする。

- ① 基金契約者の死亡（または行方不明）により、廃業となる場合
- ② 基金契約者の破産等により積立金が納付できない場合
- ③ 風水害等の天災、もしくは火災により被害が生じた場合
- ④ 家畜伝染病予防法等法令の定めに基づく殺処分等の命令がだされた場合

	第2四半期 7～9月期 以降	第3四半期 10～12月期 以降	第4四半期 1～3月期
1号会員への申請期限	6月20日	9月20日	12月20日
基金への申請期限	6月25日	9月25日	12月25日

- (6) 申請期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

4. 生産者の名義変更の手続き

基本契約及び数量契約期間の年度途中において生産者が死亡またはその他の事由で名義変更する場合は、その時点で別紙「畜産経営者（生産者）氏名変更届」を参考に作成し、基本契約書並びに数量契約書に添付する。

第5 補填積立金

I 通常補填積立金の負担区分と単位数量当たりの額（業法第11～12条）

通常補填積立金の額は、年度開始前に評議員の意見を聴き、かつ、理事会で決議したトン当たりの額とし、その負担区分については業務方法書に定められており、年度開始前に会員に通知する。

II 別途納付金（業法第6条の2、価格差補填契約実施基準4(1)）

1. あらたに加入する畜産経営者は、既加入生産者が納入する積立金以外に、当該年度開始前に評議員会の意見を聴き、かつ、理事会で決議した別途納付金を加算して納入する。
2. 別途納付金とは、あらたに加入する畜産経営者が、あらたに加入する事業年度開始時において既加入している加入生産者の持分財産たる通常補填準備財産に繰越額がある場合、その繰越額に応じて別途に納付する積立金である。

別途納付金の算出式は、業務方法書別紙の「配合飼料価格差補填契約実施基準」4の(1)により算出される額とする。

III 異常補填積立金（業法第 15 条の 7、8）

年度ごとに政府予算で決定される配合飼料価格安定対策事業費（国庫補助金）と同額を、当基金、全農基金、商系基金が安定機構と締結した交付契約の割合（当初契約数量の比率）で積立てる。基金の請求に基づき 1 号会員が基金に納入し、基金は納入された積立金全額を、安定機構に納入する。

IV 通常補填積立金の徴収と納入（業法第 13 条） 1.

補填積立金の計算

補填積立金の額は、トン当たりの額に四半期ごとの契約数量を乗じた額とする。

計算時に発生する円未満の端数は四捨五入とする。

2. 徴収および納入の期限は下記のとおりとする。

	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
加入生産者 ～ 単協等	3 月 20 日	6 月 20 日	9 月 20 日	12 月 20 日
単協等 ～ 2 号会員 (加入生産者 ～ 2 号会)	3 月 25 日	6 月 25 日	9 月 25 日	12 月 25 日
2 号会員 ～ 1 号会員 (単協 ～ 1 号会)	3 月 末 日	6 月 末 日	9 月 末 日	12 月 末 日
1 号会員 ～ 基金	3 月 末 日	6 月 末 日	9 月 末 日	12 月 末 日

(1) 基金は四半期開始前月上旬に、全国連（1 号会員）に請求書を送付する。ただし、追加数量変更の申請があった場合は、逐次請求書を送付する。

(2) 連合会、農協（2 号会員）並びに 4 号会員では、払い込まれた生産者負担分に自己負担分を加えて、全国連の指定した日までに納入すること。

(3) 全国連（1 号会員）では、基金に 3・6・9・12 月の末日までに納入すること。

① 納入期限が金融機関の休業日の場合は、前営業日に繰り上げる。

② 別途納付金は、新たな加入生産者から、その年度に係る契約数量を乗じて得られる金額を一括して通常補填積立金と同時に徴収し、上記表の第 2 四半期と同じ手順で納入する。

③ 基金が認めたときは、第 1 四半期分の納入に限り 4 月末日を納入の期限とする。

(4) 留意事項

① 補填積立金を購入数量に応じて徴収することはできません。

② 生産者分を単協等で負担したり、立替えたり、配合飼料価格に上乘せしたり、又は補填金と相殺したりすることはできません。

3. 異常補填積立金

1 号会員は各四半期末までに当該四半期分を基金に納入する。当該四半期末が金融機関の休業日の場合は、前営業日に繰り上げる。

第 6 補填金の交付

I 補填金の請求（業法第 19 条～第 20 条、第 23 条の 7～8 項）

1. 請求の内容と手続

(1) 補填金の請求準備

基金は、当該四半期の通常価格差補填金を交付することが見込まれるとき、当該四半期最終月の末日までに、全国連に対し、補填金の請求準備を行うよう通知する。

(2) 請求様式 1～2 により、以下の手順で請求する。

① 2 号会員が農協である場合及び加入単協の場合又は 4 号会員の場合

当該単協又は 4 号会員では、様式 1 によって、加入生産者別に契約数量、購入数量を列記し、そのどちらか低い方を補填対象数量欄に列記した後、「補填対象数量 × 補填単価」で補填金交付請求額を算出し（ただし、1 円未満の端数は切り捨てとする。）、かつ自ら使用した分を契約している場合はそれも記入し、そのうえでそれぞれの欄の合計を記入した様式 1 の 交

付請求書を、複写で2部作成し、1部は当該単協又は4号会員の控としますが、1部を連合会（全国連）へ提出します。

② 2号会員が連合会である場合

ア. 様式1によって、連合会の加入単協は前記の①と同様に記入した交付請求書を複写で2部作成し、1部は当該単協の控としますが、1部を連合会へ提出します。

イ. 当該連合会では、会員たる各単協から提出させた様式1の内容を仔細に点検し、不備の点があれば、それを単協に照会して、当該交付請求書の加入単協の控をも整備させたうえで、加入単協より提出された様式1の各合計欄の数字を加入単協内訳の欄に転記し、かつ、その合計（自ら使用した分を契約している場合もしくは、加入生産者との契約がある場合はそれも記入し合計をとる。）を記入した様式1の交付請求書を、複写で2部作成し、1部は連合会の控えとしますが、1部を全国連の所管支所長に提出します。

③ 全国連では

ア. 全国連の所管支所長は、加入会員である前記の2号会員（単協または連合会）又は4号会員から提出された様式1の交付請求書の記載内容を前記イ.の要領によって整備したうえで、加入会員別内訳とその合計（自ら使用した分を契約している場合はそれも記入して合計をとる。）を記載した様式1の交付請求書を複写で2部作成し、その1部を全国連会長に提出します。

イ. 全国連の本所では、支所長から提出された様式1の交付請求書の請求内容を整備したうえで、支所別内訳とその合計（自ら使用した分を契約している場合はそれも記入して合計をとる。）を記載した様式2の交付請求書を複写で2部作成し、その1部を基金理事長に提出します。

(3) 請求書送付日程

① 全国連の場合

提出先	請求書様式	提出期限
全国連（本所） → 基金	様式2	基金から全国連（本所）へ交付する日の5営業日前まで（金融機関営業日数）

② 2号会員が農協である場合又は4号会員の場合、2号会員が連合会の場合
全国連からの指示により請求様式1を用いて請求書を作成・送付する。

2. 留意事項

- (1) 契約数量と購入数量のいずれが少ないかの確認は、個々の生産者ごとに行うことになっており、単協、連合会等の段階でのプール確認は許されません。
- (2) 購入数量の確認は、供給伝票及び台帳、または、これに準ずるものにより行うことが必要です。
- (3) 農協等において、加入生産者ごとの補填金請求事務を行う場合に、基金事務担当者が作成した請求書について、その補填対象数量や金額に誤りが無いことを担当上位者又は経理部門等他の部署の者が確認することとする。
なお、その確認が行われたことを証するために、補填金交付請求書には、作成者と確認者が押印することとする。
- (4) 加入生産者と契約している農協等は、加入生産者ごとの配合飼料購入実績数量の確認に際して、出荷元の配合飼料工場（メーカー等）から提出された販売数量を参考にし、責任をもって行うこととする。
また、農協等が、自ら配合飼料の製造販売をしている場合は、加入生産者への販売実績数量を確認出来る帳票等により、責任をもって行うこととする。
- (5) 複数畜種の飼養者の補填対象数量は、複数畜種の配合飼料の合計購入量と合計契約数量のいずれか少ない数量とする。
- (6) 業務方法書第25条に基づく調査に関して、基金は価格差補填交付実績に応じて、また、異常補填交付の有無に応じて、当該年度の調査回数を増加させ、指導を徹底するものとする。
- (7) 補填金の交付請求を行うために使用した加入生産者ごとの販売（出荷）年月日、補填対象銘柄及び数量を記載した集計表等を、補填請求月次単位にまとめ保管するものとし、その保管期間は基本契約書の保存される期間とする。

- (8) 補填の対象外銘柄について、1号会員は、年度始めに基金及び2号会員又は4号会員に対して、基金対象外銘柄を一覧表にして提出するものとする。
- (9) 補填交付期間における対象配合飼料の購入実績数量は、具体的には、当該加入生産者に対する農協等の販売者が発行する請求書の仕切り日が当該補填交付期間内であるものの数量の合計とする。例として、月末に納品したものの決済サイトの延長を目的として翌月の起票伝票とした場合に、前月の納品単価を用いた場合には前月の購入実績として算出し、翌月の納品単価を用いる場合には翌月の購入実績として集計することが必要となる。
- (10) 豚用配合飼料にあっては、種用または肥育用のいずれかで数量契約している場合、種豚用及び肥育豚用飼料のいずれも対象とすることができるものとする。
また、牛用配合飼料においても、乳牛または肉用牛のいずれかで数量契約している場合、乳牛用及び肥育用飼料のいずれも対象とすることができるものとする。

II 補填金の交付（業法第21条～第23条、第23条の9～11項）

1. 交付手続

補填金の交付は、参考様式「価格差補填金交付明細書」を使用等して、請求の手続と逆の順路で交付します。なお、交付通知の際には契約段階で補填金を確認できるように行うことが必要です。

- (1) 2号会員が農協の場合又は4号会員の場合は、基金 → 全国連（1号会員） → 農協（2号会員）又は4号会員 → 加入生産者
- (2) 2号会員が連合会の場合は、基金 → 全国連（1号会員） → 連合会（2号会員） → 加入単協 → 加入生産者
- (3) 2号会員が連合会であって生産者と契約がある場合は、(1)に準じて処理して下さい。

2. 交付期日

基金は、算出された補填金を1号会員を通じて交付するものとし、各会員は各々の契約者に対して補填金を速やかに交付するものとする。

基金から1号会員への交付日は対象四半期最終月の翌々月15日又は、基金が指定する日のいずれか早い日とする。この日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日または前日に繰り上げる。

全国連以下は段階別に次の基準で交付すること。（金融機関営業日数）

(1) 全国連では

① 全国連（本所） → 全国連（支所） …… 基金より受領後即日又は翌日

② 全国連（支所） → 2号会員（農協又は連合会）又は4号会員 …… 本所より受領後5日以内

(2) 2号会員が農協の場合

農協 → 加入生産者 …… 全国連から受領後7日以内

(3) 2号会員が連合会の場合

① 連合会 → 加入単協 …… 全国連から受領後5日以内

② 加入単協 → 加入生産者 …… 連合会から受領後7日以内

3. 事前交付案内の実施

農協等は、補填金交付請求書を取りまとめた後、速やかに加入生産者に対して、別途定める「配合飼料購入実績通知及び価格差補填金交付明細書」を送付し、その内容を加入生産者に通知するとともに、その内容に疑義が無いことを確認する。

なお、加入生産者より疑義が出された場合には、当該生産者への対応と同時に、上部団体へ遅滞なく報告することとする。

4. 支払方法

(1) 現金又は小切手

(2) 銀行振込（貯金振り替）

(3) 乳代等精算書による場合は、通常、異常の各補填金別に補填対象数量、補填単価、補填金額の明細を区分して明記のこと。

(4) 積立金と相殺したり、未収金又は売掛金等各種債権と相殺し、その差額のみを交付することはできない。

5. 受領の確認

- (1) 補填金が、前記4. 支払方法のとおり適正に、かつ、速やかに交付された証として次の書類を整備すること。
 - ① 全国連：2号会員又は4号会員への振り込み控か、2号会員又は4号会員の領収書
 - ② 連合会：加入単協への振り込み控か、加入単協の領収書
 - ③ 単協等：生産者への振り込みの控、貯金台帳、乳代等精算書の控、領収書、請求書の単協控の右欄に受領印を押したも等のいずれかを整備し、必ず加入生産者ごとに受領の確認ができるようにしておくこと。
- (2) 補填金交付終了後、下記により報告する。
 - ① 報告する内容
 - ア. 補填交付金の交付金額
 - イ. 補填交付金の交付年月日
 - ② 報告書の提出期限
 - ア. 単協等：補填金受領後 30 日以内に、2号会員（または1号会員）あて報告する。
 - イ. 2号会員等：単協からの報告を取りまとめるうえ、速やかに1号会員あて報告する。
 - ウ. 1号会員：2号会員等からの報告を取りまとめ、基金あて報告する。
- (3) 出荷実績の修正処理
 - ① 報告数量に漏れが発見されたとき、単協等は交付金受領後 30 日以内に、2号会員等を通じて1号会員に出荷実績数量の追加修正を行うことができるものとする。
 - ② 一方、二重計上等の多目の報告を行ったことにより返還の必要が生じたときは、単協等はその都度2号会員等を通じて速やかに出荷実績数量の減数修正を行い、修正数量に応じた補填交付金を返還する。

第7 基金間移動

I 移動の申請（業法第9条の2）

契約移動を申請する加入生産者は、別紙様式1の基金間移動申請書を、次の期限までに必着するよう提出する。

移動時期	提出期限（1号会員～基金）
第1四半期	3月15日
第3四半期	8月15日

1. 申請期限：土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。
2. 添付書類：
 - (1) 前年度又は当年度の数量契約書の写し又は契約を証明出来る書類
 - (2) 転入先との配合飼料基金基本契約書兼数量契約書
3. 申請における注意点
 - (1) 加入生産者の基金間移動は、業務方法書第5条第2項による基本契約期間（4年間）中4回を限度とする。
 - (2) 加入生産者は、基金移動にあたって、単協、2号会員又は1号会員との数量契約を一つの契約移動単位とし、この数量契約を複数の契約に分割することは出来ない。
4. 申請書の注意点
 - (1) 申請書は2通作成、関係する都道府県基金協会及び農協に提出する。
 - (2) 原本は各提出先にて保管する。
 - (3) 申請書の写しを、関係する荷受け組合、都道府県基金協会及び農協を通じて、転入先及び転出元の双方の基金あてに提出する。

5. 基金間移動の可否 基金は、移動申請書の内容について、他基金及び公益社団法人配合飼料供給安定機構に照会のうえ、移動申請書ごとの基金間移動の可否を判断し、その結果を1号会員に通知し、1号会員は2号会員または4号会員に通知する。

II 契約の締結

1. 第1四半期（年度当初からの転入）の場合
 - (1) 配合飼料基金基本契約書と数量契約書を締結する。（様式別紙）
 - (2) 契約締結年月日は、転入者と2号会員または4号会員との間の基金契約締結年月日は3月5日付けとする。
2. 第3四半期（下期からの転入）の場合
 - (1) 2号会員（単協）または4号会員は、転入者との配合飼料基金基本契約書と数量契約書を締結する。（様式別紙）
 - (2) 基金と1号会員、1号会員と2号会員または4号会員との間の契約は、移動申請書の承認通知書等にて代替とする。
 - (3) 契約締結年月日は、転入者と2号会員または4号会員との間の基金契約締結年月日は8月5日付けとする。

III 別途納付金について

- ①基金間移動により、第3四半期より転入する基金転入者からは、別途納付金を徴収しない。
- ②基金間移動により、第1四半期より転入する基金転入者が、当基金の前年度からの継続契約者である場合、別途納付金は徴収しない。
- ③基金間移動により、第1四半期より転入する基金転入者が、当基金の前年度からの継続契約者でない場合は、次のとおりとする。
 - ア. 移動前に加入していた基金の年間契約数量より、当基金とあらたに契約する年間契約数量が増加した場合は、その増加分について別途納付金の納付が必要となる。
 - イ. 移動前に加入していた基金の年間契約数量が、当基金とあらたに契約する年間契約数量と同量、もしくは減少した場合は、別途納付金は徴収しない。
 - ウ. 移動前に加入していた基金の年間契約数量とは、前年度当初にA基金と契約をし、第3四半期にB基金に移動した場合は、A基金とB基金の契約数量を合算したものとする。
- ④別途納付金は、事務処理要領第5章第4項の納入方法とする。

第8 その他の基金事務処理上の留意点

I 受領印の押印

単協又は4号会員は、事務処理要領第7（補填金の交付）II（補填金の交付）5.（受領の確認）で用いられた書類のうち、加入生産者からの受領印が必要な書類にあっては必ず受領印の押印を求め、保管する。

II 四半期別の整理・整頓

基金業務に係るすべての台帳、伝票等を四半期別にして、別冊で整理、整備すること。

III 経理処理について

補填積立金の支出、補填金の受入に伴う契約段階の経理処理等について、それぞれの定められた処理方法で行うこと。

IV 基金関係書類の保存期間

1. 契約書、証憑書類、伝票、台帳
基本契約書の保存期間と同期間
2. 補助金関係
保存期間の明示されているものは、その期限まで、その他は上記1と同期間。

V 積立金及び補填金の税務上の取扱い

1. 所得税法及び法人税法の取扱い

- (1) 通常補填積立金 通常補填積立金は、4事業年度の基本契約期間ごとに、基金が価格差補填事業に係る資金として国税庁長官の指定を受けて、所得税法施行令第167条の2又は法人税法施行令第136条の要件に該当するものとして、所得の計算上、必要経費又は損金の額に算入することができる。
- (2) 補填金 通常価格差補填金及び異常価格差補填金は、非課税所得の要件に該当しないので、所得の金額の計算上、収入金額または益金に算入することとなる。

2. 消費税法上の取扱い

(1) 通常補填積立金

通常補填積立金は、消費税法第6条及び別表1の3並びに同法第10条第3項第13号（保険料に類する共済掛金その他保険料に類するものを対価とする役務の提供）に該当し、非課税取扱いとなる。

(2) 補填金

通常価格差補填金及び異常価格差補填金は、配合飼料価格の大幅な変動（保険事故）に伴い受け取るものであり、保険金又は共済金に準ずるもので、資産の譲渡等に係る対価に該当せず、不課税取引となる。従って、課税売上には該当せず、消費税は賦課されない。

VI 契約書の印紙について

配合飼料価格差補填基金に係る契約は、印紙税法の定める課税文書に該当しないため、印紙は不要。

附 則

- 1 この事務処理要領の制定および重要事項の変更は、理事会の決議による。
- 2 この事務処理要領の解釈および軽微な事項の変更は、理事長が決定する。
- 3 変更後の事務処理要領は、平成26年10月20日から実施し、平成26年度第3四半期以降の数量契約の変更又は解約から適用する。

附 則 （平成28年8月22日 理事長決裁）

変更後の事務処理要領は、理事長の決裁があった日から実施し、平成29年度以降の数量契約から適用する。

附 則 （平成29年4月19日 理事会決議）

変更後の事務処理要領は、理事会の決議があった日（平成29年4月19日）から実施し、平成29年度第2四半期分から適用する。

TMR 飼料に関する補足規則

事務処理要領第2の「対象配合飼料及び対象畜産経営者」に記載する TMR 飼料に関する補足規則は、この規則の定めるところによるものとする。

1 TMR 飼料の定義

ここでいう TMR 飼料とは、主として牛用配合飼料の1形態として、通常の配合飼料に粗飼料や食品製造時に発生する副産物を配合し、家畜の栄養を賄えるよう設計された飼料をいう。

2 基金の対象とする TMR 飼料の基準

TMR 飼料全体が基金の対象となる場合とは、当該 TMR 飼料が業務方法書第3条で定める要件である次の(1)から(3)の要件をすべて満たす場合とする。

(1) 1号会員が供給する配合飼料とする。

(2) とうもろこし、こうりゃん等の穀類の区分に属する原材料を必須とし、大豆油かす等の植物性油かす類、ふすま等のそうこう類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなるものとする。ただし、これらの区分に属する原材料が3種類以下の飼料を除くものとする。

(3) 上記に記載する4区分に属する原材料が合わせて50%以上配合されている必要がある。ただし、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上配合された飼料を除くものとする。(具体例として、事務処理要領に掲載する判別例を参照のこと。)

3 多汁質原材料の取扱い

多汁質原材料(当該原材料中の水分値が20%を超えるものをいう。)を配合した場合は、当該原材料を15%の水分値に換算した重量比をもって算出する。

上記2(2)の4区分に属する原材料である多汁質原料の場合は、15%水分値に換算された重量比を用いて4区分に属する原材料が合計して50%以上の配合割合となることが必要となる。また、契約数量及び購入実績数量を算出する際にも同様に15%の水分に換算して算出するものとする。なお、製造時に加水された部分については計算基礎から除外するものとする。

4 TMR 飼料全体が配合飼料としての要件を満たさない場合

TMR 飼料に通常の配合飼料を基礎飼料として配合する場合に、当該 TMR 飼料が上記2(2)に規定する4区分に属する原材料の配合割合が50%未満の場合においては、当該 TMR 飼料の原材料の一部として配合される配合飼料が、上記(1)から(3)を満たしている場合、当該配合飼料部分のみが基金の対象となる。

なお、同一敷地内で基礎飼料と TMR 飼料を製造する場合に、上記(1)から(3)を満たしている基礎飼料の数量が把握できる場合には、当該 TMR に配合される基礎飼料を対象と出来るものとする。

5 基金対象 TMR 飼料の対象割合の表示及び利用者への通知

基金対象 TMR 飼料を供給する1号会員は、供給者団体名及び当該 TMR 飼料のうち基金の対象となる割合を、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下、飼料安全法という。)に基づく飼料成分表の欄外に記載することとする。

また、上記2に適合しない銘柄については、事務処理要領第2の規定により、基金及び当該 TMR 飼料を利用する会員に対して通知することとする。(または、基金の加入対象となる銘柄名を通知することでも可とする。)

6 TMR 飼料の製造施設について

TMR 飼料全量を基金の対象とする TMR 飼料を製造する施設については、必ずしも1号会員が所有する施設に限らないが、飼料安全法第50条による届出が行われていることが必要となる。

なお、TMR 飼料の原材料の一部として基礎飼料を利用する場合には、当該基礎飼料が配合された数量が把握できる製造施設であることが必要となる。

附 則

- 1 この規則の制定及び大幅な改廃は、理事会の決議による。
- 2 この規則の大幅ではない改廃、解釈その他の疑義は、理事長が決定する。
- 3 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から準用し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

TMR表示例—1

製造年月日			
飼料の名称			
飼料の種類	乳用牛飼育用配合飼料		
製造業者の	〇〇連合会		
氏名又は住所	〇〇県××市△△町		
製造事業場の名称及び			
所在地	〇〇県××市△△町		
正味重量	1,000キログラム		
成分量			
粗たん白質	14.5%以上	粗脂肪	2.5%以上
粗繊維	16.0%以下	粗灰分	10.0%以下
カルシウム	0.7%以上	りん	0.2%以上
		TDN	68.5%以上

含有する飼料添加物の名称

ビタミンA、ビタミンD3、ビタミンE、硫酸鉄、硫酸銅、硫酸亜鉛、硫酸マンガン、硫酸コバルト、炭酸マグネシウム

原材料名等		
原材料の区分	配合割合	原材料名
穀類	34%	とうもろこし、大麦、マイロ、小麦粉
そうこう類	12%	ふすま、コーングルテンフィード
植物性油粕類	9%	大豆油かす、なたね油かす、(ごま油かす)
その他	45%	アルファルファ、ビートパルプ、綿実、糖蜜 炭酸カルシウム、食塩

[注] 1、 原材料名は原則として配合割合の大きい順である。
2、 ()内の原材料は原料事情により使用しないことがある。

飼料供給者名

農業協同組合連合会

安定基金対象割合

100%

TMR表示例ー2

製造年月日			
飼料の名称			
飼料の種類	乳用牛飼育用配合飼料		
製造業者の	〇〇連合会		
氏名又は住所	〇〇県××市△△町		
製造事業場の名称及び			
所在地	〇〇県××市△△町		
正味重量	400キログラム		
成分量	(うち、添加した水の重量100kg)		
粗たん白質	8.0%以上	粗脂肪	1.5%以上
粗繊維	20.0%以下	粗灰分	10.0%以下
カルシウム	0.5%以上	りん	0.2%以上
		TDN	50.0%以上

含有する飼料添加物の名称

ビタミンA、ビタミンD3、ビタミンE、硫酸鉄、硫酸銅、硫酸亜鉛、硫酸マンガン、硫酸コバルト、炭酸マグネシウム

原材料名等		
原材料の区分	配合割合	原材料名
穀類	24%	とうもろこし、大麦、マイロ、小麦粉
そうこう類	22%	ふすま、コーングルテンフィード
植物性油粕類	9%	大豆油かす、なたね油かす、(ごま油かす)
その他	45%	アルファルファ、ビートパルプ、綿実、糖蜜 炭酸カルシウム、食塩

[注] 1、 原材料名は原則として配合割合の大きい順である。
2、 ()内の原材料は原料事情により使用しないことがある。

飼 料 供 給 者 名

農業協同組合連合会

安定基金対象割合 75 %

本製品は上記原材料以外に発酵に適した水分への調整のため、水を添加しています。
(最終製品重量の25%相当)

TMR表示例—3

製造年月日	
飼料の名称	
飼料の種類	乳用牛飼育用配合飼料
製造業者の	〇〇連合会
氏名又は住所	〇〇県××市△△町
製造事業場 の名称及び	
所在地	〇〇県××市△△町
正味重量	400キログラム
成分量	
粗たん白質 8.0%以上	粗脂肪 1.5%以上
粗繊維 20.0%以下	粗灰分 10.0%以下
カルシウム 0.5%以上	りん 0.2%以上
	TDN 50.0%以上

含有する飼料添加物の名称

ビタミンA、ビタミンD3、ビタミンE、硫酸鉄、硫酸銅、硫酸亜鉛、硫酸マンガン、硫酸コバルト、炭酸マグネシウム

原材料名等		
原材料の区分	配合割合	原材料名
穀類	28%	とうもろこし
そうこう類	25%	ビール粕、ふすま、コーングルテンフィード
植物性油粕類	9%	大豆油かす、なたね油かす、(ごま油かす)
その他	38%	アルファルファ、ビートパルプ、綿実、糖蜜 炭酸カルシウム、食塩

[注] 1、 原材料名は原則として配合割合の大きい順である。
2、 ()内の原材料は原料事情により使用しないことがある。

飼 料 供 給 者 名 農業協同組合連合会

安定基金対象割合 89% (小数点以下切捨て)

本製品は多汁質原料としてビール粕(水分60%・・・乾物換算15%)を使用しています。

(ビール粕使用量20%として最終製品重量の11%相当が除外水分) (15%風乾物換算の計算式)							
風乾物重量(X) ×	$\frac{(100-15)}{100}$	=	$\frac{(100-60)}{100}$	×	80kg		
	0.85X	=	32kg				
	X	=	37kg				
穀類	そうこう類(除くビール粕)	そうこう類(ビール粕)	植物性油粕類	4分類合計重量	4分類合計割合		
28%	112 kg	5%	20 kg	37 kg	9%	36 kg	205 kg 51.3%

カッコ内は記載不要